

マージン率等の公開資料

トーヨーグループ協同組合

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

本社 〒424-0052 静岡県静岡市清水区北脇242番地

派遣労働者の数 12人（R8.4.1 現在において労働者派遣をしていた労働者数）

派遣先の数 3社（対象事業年度における総数）

マージン率19.9%

派遣料金の平均額 19,097円（1日8時間あたり換算）

賃金の平均額15,295円（1日8時間あたり換算）

マージン率とは

派遣先より当社へ支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれている費用

社会保険料等の事業主負担分 健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等
有給休暇費用

および時間外手当

年次有給休暇取得時にかかる賃金および時間外労働に対する割増賃金

2.教育訓練に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口：事務局（054-345-5245）

キャリアアップに資する教育訓練

安全衛生教育、ビジネスマナー研修、営業研修、実務研修、メンタルヘルス研修

※教育訓練は、有給・無償により実施しています。

3.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2027年 3 月 31 日）

・協定労働者の範囲：派遣先で派遣労働者として業務に従事する従業員